

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月9日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第8-96号**

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第8-55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(特別休暇) <b>第15条</b> 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(8) (略) (9) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であってその出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）に当たる日から <u>当該出産の日以後1年</u> を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 5日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間 (10)～(23) (略)	(特別休暇) <b>第15条</b> 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(8) (略) (9) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であってその出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）に当たる日から <u>産後8週間</u> を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 5日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間 (10)～(23) (略)

**附 則**

この規則は、令和4年10月1日から施行する。